

業務委託契約書（案）

- 1 業務名 令和8年度半導体関連産業への新規参入促進事業に係る企画運営業務
- 2 履行場所 広島県内一円
- 3 履行期間 令和 年 月 日 から
令和 9 年 3 月 12 日 まで
- 4 委託料限度額 _____ 円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円)
- 5 契約保証金 免除する。

6 特約事項

- (1) 別紙業務委託契約約款（以下、「約款」という。）第28条第4項、同条第6項、第42条第1項第1号、第45条第2項及び第48条第1項の規定の適用については、「委託料」とあるのは、上記「4 委託料限度額」と読み替えるものとする。
- (2) 発注者は、上記「4 委託料限度額」の範囲内で、委託業務に要した経費を委託料として受注者に支払うものとする。
- (3) 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができる。
- (4) 受注者は、上記(3)の委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を発注者に提出するものとする。
- (5) 受注者は、(4)の規定により概算払を受けた場合は、約款第30条第2項の通知を受けた日から10日以内に、委託料概算払精算書を発注者に提出するものとする。
- (6) 受注者は、(5)の委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を発注者の指示により精算する。
- (7) (6)の精算により、受注者が返納すべき金額が生じた場合において、発注者の定める期限までに納付しないときは、受注者は発注者に対して、納付期限の翌日から納付する日までの期間に応じ、返納金額につき年2.5パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下、「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した金額を利息として発注者に支払うものとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 広島県
代表者 広島県知事 横田美香

受注者